

#### 合併協議会での協議事項での対応策

1. 都市計画区域内での一本化にあたっては、新市全体のバランスを図る必要があり、当面は、周南都市計画と熊毛都市計画の2本建ての都市計画区域とする。将来は県の都市計画審議会を経て、線引き等についても見直す方向で検討する。
2. 平成16年度策定予定の県都市計画マスタープランや新市移行後に策定される新市の基本構想、市都市計画マスタープラン等との整合性を図りながら新市で組織される都市計画審議会の意見を聞く中で、都市計画区域について検討していくことが必要と考えられる。

#### 時 期

熊毛都市計画区域は、周南都市計画とは違い市街化区域と市街化調整区域に区分されてなく、用途地域の指定のない区域の開発も多く、良好な住環境を守り、土地利用の規制誘導を図るためには線引き制度の導入が有効であると考えられるが、周南都市計画区域との制度の差が大きいため、熊毛地区住民のコンセンサスを今現在得ることは難しい。

周南市が一体とした都市形成を目指すためには、地区住民の理解度を深めていくことが大切であり、熊毛地区住民のコンセンサスが得られた段階で一体とした都市計画区域とする。